

第5節

国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも

連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07（平成19）年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。また、16（平成28）年3月には、平和安全法制が施行され、特別措置法によることなく、一般法に基づき国際平和共同対処事態に際して協力支援活動などを行うことができるようになった。

参考 II部5章2節（平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など）
 図表Ⅲ-3-5-1（自衛隊による国際平和協力活動）
 資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について）
 資料50（国際平和協力活動関連法の概要比較）
 資料51（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

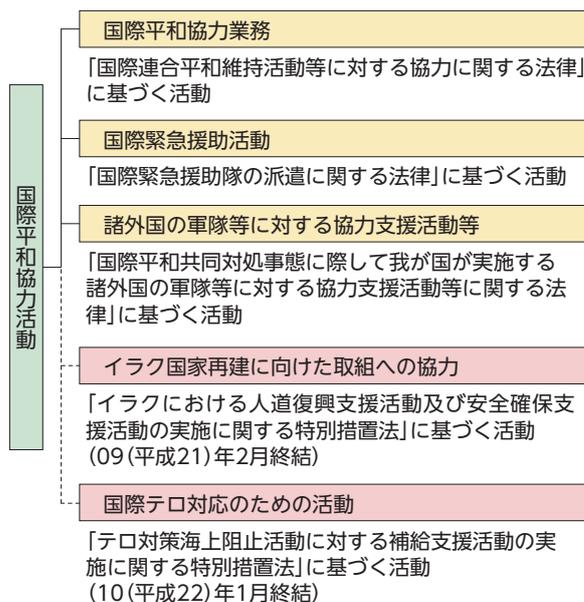
2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど、平素からの取組が重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、指定された部隊などは、常続的に待機についている。

15（平成27）年9月、国連は国際平和維持活動における柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）Peacekeeping Capability Readiness Systemを立ち上げた。これを踏まえ、16（平成28）年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。また、17（平成29）年11月の国連PKOに関する国防大臣会合において、PKOの早期展開のための航空輸送支援を行うことができるよう、固定翼航空機をPCRSに追加登録すべく調整する旨発表した。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務

図表Ⅲ-3-5-1 自衛隊による国際平和協力活動



凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

¹ 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務
² 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態（07（平成19）年当時）に対応して行う活動及び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は16（平成28）年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ継続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。さらに、平成26(2014)年度からは外国軍人や関係省庁職員に対する教育も行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に対するメンタルヘルス施策を実施している。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・派遣後等の各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員等による派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談へのカウンセリング、④派遣中の隊員に対する専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの本邦からの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育及び⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を実施している。

Q参照 IV部1章1節3項(人的資源の効果的な活用に向けた施策など)

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護(POC)、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、治安部門改革(SSR)、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。現在、13の国連PKOが設立されている(20(令和2)年3月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、25年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施しており、その実績は内外から高い評価を得ている。

現在、国連南スーダン共和国ミッション

(UNMISS)に引き続き司令部要員を派遣しているほか、平和安全法制の施行により、国際連携平和安全活動への参加が可能となり、19(平成31)年4月には多国籍部隊・監視団(MFO)への司令部要員の派遣を開始した。

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組みつつ、現地ミッション司令部要員などの派遣やわが国が得意とする分野における能力構築支援などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

1 国連平和維持活動にかかる国際会議など

19(令和元)年7月、陸幕長は、ニューヨーク(米国)で開催された「国連PKO参謀長会議」に参加した。この会議では、陸自による国連PKO工兵部隊マニュアル改訂における議長国としての取組や国連三角パートナーシップ・プロジェクト

(UNTPP)³への教官団の派遣について紹介し、これまでの国連PKOでの経験やわが国の得意分野を活かした質の高い能力構築支援や知的貢献などにより、国際社会の平和と安定への貢献を今後も進めていく旨を強調した。

2 多国籍部隊・監視団 (MFO Multinational Force and Observers) への派遣

(1) MFOへの派遣の意義など

1981（昭和56）年8月、MFOは、「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」により、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関として設立された。

MFOは、1982（昭和57）年の活動開始以来、エジプトとイスラエルとの間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。また、わが国は、中東におけるわが国の果たす役割への期待が高まってきた中、昭和63（1988）年度に初めてMFOへの財政支援を実施し、それ以来、MFOへの財政貢献を行ってきたところである。

このようなわが国の貢献についてMFOから高い評価がなされ、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があった。わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的



MFOにおいて活動する陸自隊員（20（令和2）年4月）

に果たしていくため、19（平成31）年4月2日にシナイ半島国際平和協力業務の実施について閣議決定を行った上で、初めての国際連携平和安全活動としてMFOへの司令部要員2名の派遣を開始した。

Q 参照 Ⅱ部5章2節2項（多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣）

(2) 司令部要員などの活動

司令部要員2名は、シナイ半島南部シャルム・エル・シェイクの南キャンプに所在するMFO司令部において、エジプト及びイスラエルの政府その他の関係機関とMFOとの連絡調整に従事する連絡調整部の副部長及び部員として勤務している。

また、MFOに派遣された司令部要員2名が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、派遣先国において関係機関との連絡・調整などを行うため、カイロに連絡調整要員1名を派遣している。

この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すことになるほか、米国などの他の要員派遣国との連携の促進にもつながり、人材育成の新たな機会となることも期待される。

Q 参照 図表Ⅲ-3-5-2（MFO活動の概要及び関連地図）
図表Ⅲ-3-5-3（MFO組織図）

3 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan)

(1) UNMISSへの派遣の意義など

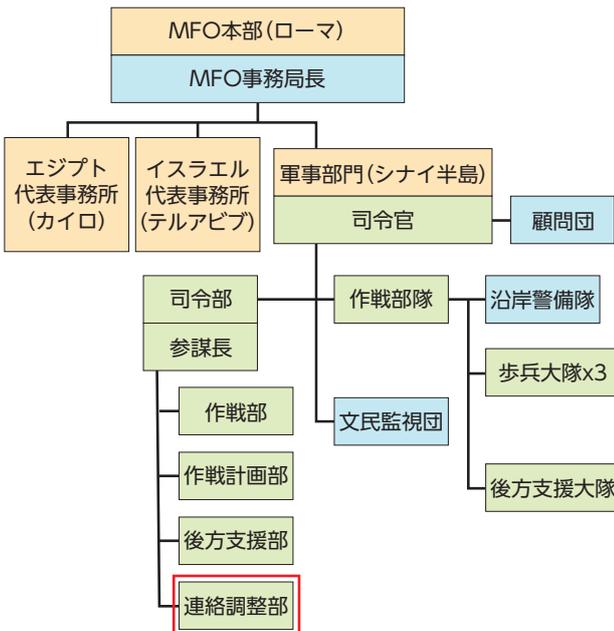
11（平成23）年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名（兵站幕僚及び情報幕僚）の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所（当時）及び司令部要員1名（施設幕僚）などの派遣、14（平成26）年10月には司令部要員1名（航空運用幕僚）の派遣をそれぞれ閣議決定

3 国連、国連PKOの要員派遣国及び技術や装備を有する第三国間の協力により、国連PKOの要員派遣国の要員の能力向上を支援するパートナーシップ

図表Ⅲ-3-5-2 MFO活動の概要及び関連地図

活動概要 (2020年3月時点)		関連地図
活動地域	エジプト・シナイ半島	
本部所在地	イタリア・ローマ	
現地司令部	シャルム・エル・シェイク (シナイ半島南部、南キャンプ内)	
設立根拠	「エジプト・アラブ共和国およびイスラエル国との間の平和条約」(1979年3月) 「エジプト・アラブ共和国およびイスラエル国との間の平和条約の設立議定書」(1981年8月)	
活動期間	1982年4月25日～	
幹部	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局長: ロバート・S・ビークロフト(米) ● 司令官: エヴァン・ウィリアムズ(ニュージーランド) 	
要員数	<ul style="list-style-type: none"> ● 軍事要員: 1,156名(要員派遣国: 13か国) (MFOホームページより) ※活動部隊は、歩兵大隊、沿岸警備隊、航空部隊、文民監視団などから構成	

図表Ⅲ-3-5-3 MFO組織図



(注) 赤枠はわが国要員の配置部門



UNMISSにおいて活動する陸自隊員 (19(令和元)年12月)

フラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

Q参照 I部2章9節9項(南スーダン情勢)

(2) 派遣施設隊の活動

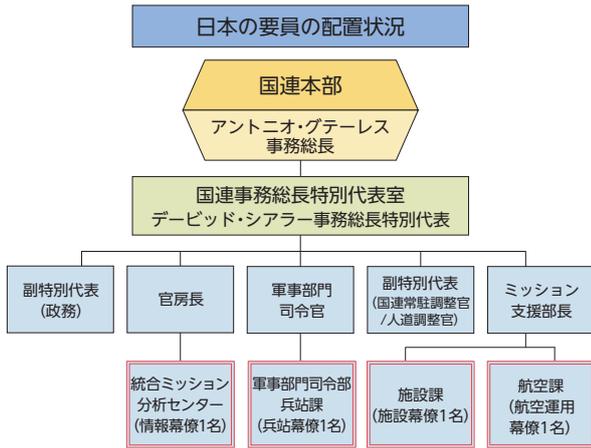
派遣施設隊は、12(平成24)年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し同年6月の第2次要員への交代以後は300名を超える規模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。

派遣施設隊は、17(平成29)年1月で派遣開始から5年という節目を越え、主要な実績だけでも、道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50

した。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているイン

図表Ⅲ-3-5-4 UNMISSの組織



(注) 二重線はわが国要員の配置部門



南スーダン国際平和協力隊員の交代に伴う出発式に参加する
渡辺防衛大臣政務官 (右) (19 (令和元) 年12月)

万²など、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねてきた。わが国として、自衛隊が担当するジュバにおける施設活動について一定の区切りをつけることができたことなどを総合的に勘案した結果、17 (平成29) 年3月10日、同年5月末をもって自衛隊の施設部隊による活動を終了することを政府として決定した。要員は撤収作業に従事した後、同年5月末までに南スーダンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊による業務を終結した。

なお、国連から、道路の維持補修などに活用するため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことから、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効果的なものにするため、これらの物品を無償でUNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後もUNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に施設活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機などの操作や整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され高い評価を受けた。

(3) 司令部要員などの活動

UNMISS司令部に対する要員派遣は継続しており、現在、4名の陸上自衛官 (兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚) がUNMISS司令部において活動を実施している。兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安

情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の運航支援といった業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、1名の連絡調整要員を在南スーダン連絡調整事務所へ派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整にあたっている。このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。

Q 参照 II部5章2節5項 (南スーダンPKOにおける新たな任務の付与)
図表Ⅲ-3-5-4 (UNMISSの組織)

4 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。20 (令和2) 年3月現在、1名の自衛官 (担当級) が国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成などに関する業務を行っている。02 (平成14) 年12月以降、現在派遣中の職員を含め、これまでに国連平和活動局に延べ7名 (課長級1名、担当級6名) の自衛官を、また、国連活動支援局に延べ2名 (担当級2名) の事務官を派遣した。

Q 参照 資料49 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

5 PKO訓練センターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカなどに所在するPKO訓練センターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

Q参照 本章1節3項1(多国間安全保障枠組み・対話における取組)

資料49(国際機関への防衛省職員の派遣実績)

6 国連三角パートナーシップ・プロジェクト(UN TPP United Nations Triangular Partnership Project)への支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、14(平成26)年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化された。

VOICE

国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト(RDEC)(現国連三角パートナーシップ・プロジェクト(UNTPP))に従事した自衛官の声

陸上自衛隊第12施設群本部(北海道岩見沢市)

副群長 2等陸佐 藤堂 康次とうどう こうじ

私は、令和元(2019)年度第2回目のRDEC(現国連三角パートナーシップ・プロジェクト(UNTPP))教官団の団長を拝命し、約3カ月間ウガンダ共和国に派遣されました。これはアフリカでは初めてとなる訓練対象国での訓練であり、同国軍の工兵達に建設機械の操作技術を教育しました。教育期間は1コ課程あたり6週間を2回実施し、合計31名の中級オペレーターを育成することができました。今回教育した学生達は、上は50歳から下は24歳、階級は2等准尉から2等兵まで、そして男性が30名で女性が1名といった様々な階層のバラエティに富んだ編成でした。教育では、学生達全員が非常に真剣

に訓練に臨み、自らの技術向上のために真摯に努力している姿に接し、我々教官団も必然的にそれに応えるべく精一杯教えるといった、教官・学生双方にとって非常に有意義で得るものが多かった教育となりました。また、終了時の学生へのアンケート結果でほぼ全員が「日本隊の技術が高く、教え方がわかりやすく、学生との接し方も友好的でとても良かった」と回答したのを見た時は、我々の3カ月間の苦勞が一瞬で吹き飛んだ瞬間でした。「こちらこそ、ありがとうございます!」です。最後に、本国連プロジェクトに寄与できたことは大変光栄ですし、今回育成した学生たちが今後活躍されることを遠い日本の地で願っています。



教育の進め方について、現場で統括教官と認識統一をする著者(右側)



URDCC長(オモラ准将)の視察を受ける著者(中央)



動画：RDEC(現UNTPP)に従事する自衛官
URL：<https://youtu.be/TQLxPy4N63Y>

本プロジェクトは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を実施するものとして始動した。15（平成27）年9月の試行訓練以来、ナイロビ（ケニア）にある国際平和支援訓練センターに自衛官を教官として派遣しており、18（平成30）年6月から10月には同訓練センターにおいて、被教育者の重機操縦練度に応じて効率的かつ多くの隊員を訓練することとし、これに自衛官を派遣し、アフリカ各国軍の要員に対して施設機材操作の訓練を実施した。19（令和元）年8月から11月にかけて、ウガンダ軍の工兵要員に対し、2回の重機の操作及び整備の訓練を実施したが、これはウガンダ軍早期展開能力センターにおいて実施された初めての訓練であった。プロジェクトの開始から20（令和2）年3月までに、延べ164名の陸上自衛官をアフリカに派遣し、9回の訓練を、アフリカの8か国277名の要員に対して実施してきている。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていることを踏まえ、工兵要員に対する重機の操作訓練を実施する本プロジェクトを初めてアジア及び同周辺地域で行うこととした。18（平成30）年11月から12月にベトナムで試行訓練を行い、ベトナム、インドネシアなどアジア及び同周辺地域の9か国16名の要員に対して試行訓練を実施した。これに引き続き、19（令和元）年11月から12月にかけて及び20（令和2）年2月から3月にかけて、陸自によるベトナム、インドネシア、ネパールなどアジア及び同周辺地域の5か国40名に対する重機の操作訓練を実施した。

また、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保のための衛生能力強化が課題となっていることを踏まえ、国連が本プロジェクトでの支援の枠組みを衛生分野にも拡大することとなった。これを受けて、PKOの活動地域で衛生科隊員又は医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置を実施できる要員の育成を目的とした国連野外衛生救護補助員コース（UNFMAC）UN Field Medical Assistant Courseが19（令和元）年10月に実施され、陸上自衛官を教官として派遣



ベトナムにおいて重機操作教育を行う陸自隊員（20（令和2）年2月）

した。同コースではウガンダにある国連エンテベ地域支援センターにおいて、陸上自衛官2名を含む教官8名が、要員29名を対象に教育を実施した。

7 国連PKO工兵部隊マニュアルの改訂

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、13（平成25）年以降、国連が進める国連PKO部隊マニュアル⁴の策定を支援することを目的に、工兵（施設）に関する分科会の議長国を務め、国連PKO工兵部隊マニュアルの完成に寄与した。

国連より、同マニュアルを改訂するにあたり、再度議長国の依頼を受けた。防衛省・自衛隊にとって、これまでのPKOミッションなどへの派遣を通じて蓄積した経験・能力を活かした貢献を実施できる有意義な機会であり、工兵部隊マニュアルの改訂を担う議長国に再度就任することとした。マニュアル改訂作業のために、18（平成30）年12月、東京において第1回の専門家会合が開かれて以降、これまで計4回の専門家会合を経て改訂作業を終了し、19（令和元）年7月、改訂した工兵マニュアルを国連に提出した。

防衛省・自衛隊としては、同マニュアルの普及に向け支援していくこととしている。

⁴ 国連は、PKO派遣部隊に求められる能力の明確化と参加国の理解促進を目的として、職種ごとに、その目的、能力、任務などを規定するマニュアルを作成しており、PKO工兵部隊マニュアルはその1つである。国連PKOマニュアルは、工兵以外に、憲兵、航空、海上、河川、通信、特殊部隊、輸送、兵站及び司令部支援の計10個の分野が存在している。

3 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

Q参照 資料51 (自衛隊が行った国際平和協力活動など)

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987(昭和62)年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律(国際緊急援助隊法)を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

Q参照 資料10 (自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と武器使用権限等について)

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、^{ぼうえき}②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行え

るよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15(平成27)年4月から、P-3C哨戒機による搜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

3 ジブチ共和国における大雨、洪水被害に対する国際緊急援助活動

19(令和元)年11月21日から23日にかけてジブチ共和国で発生した大雨により、大規模な洪水被害が発生した。

ジブチ共和国政府からわが国に対し要請があり、同年11月26日、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動のために派遣されている部隊の一部をもって国際緊急援助活動を実施することを決定した。

現地においては、ジブチ市内の小・中学校において排水ポンプを使用した排水作業のほか、日本政府がJICAを通じて供与した緊急援助物資の輸送を実施した。

同年12月2日、防衛大臣による終結命令が発令され、国際緊急援助活動を終了した。今回の派遣においては、人員延べ約230名により、約1,950



ジブチ共和国における大雨、洪水被害に対する国際緊急援助活動に従事する隊員(19(令和元)年11月)



動画：ジブチ共和国における大雨、洪水被害に対する国際緊急援助活動
URL：<https://youtu.be/kkWpSS55gfo>

トンの排水作業を行い、約4.3トンの緊急援助物資（テント、毛布など）を輸送した。

4 オーストラリアで発生した大規模な森林火災に対する国際緊急援助活動

19（令和元）年9月以降オーストラリアで続いていた大規模な森林火災に対し、オーストラリア政府からわが国へ要請があり、20（令和2）年1月15日、自衛隊による国際緊急援助活動の実施を決定し、空自のC-130H輸送機2機及び隊員約

70名が出国した。

現地においては、同年1月18日からリッチモンド空軍基地を拠点に、消火及び復旧活動に関連する人員及び物資などを輸送した。

同年2月7日、防衛大臣による終結命令が発令され、25日間に及ぶ国際緊急援助隊の活動を終了した。今回の派遣においては、延べ約11tの物資（車両、消火関連器材など）及び約600名の人員を輸送した。なお、国際緊急援助隊の帰隊時には、在京豪大使が、空自小牧基地に出迎えに訪れるなど、日豪関係の深化上も、非常に意義のある活動となった。

VOICE

オーストラリアで発生した大規模な森林火災に対する国際緊急援助活動に携わった隊員の声

航空自衛隊第1輸送航空隊（愛知県小牧市）

飛行群司令 1等空佐 おおた まさし 太田 将史

20（令和2）年1月、豪州で発生した森林火災に関し、同国政府からの要請を受け、同国における国際緊急援助活動の実施が命ぜられ、小官は、オーストラリア国際緊急援助空輸隊の指揮官として現地に赴きました。

発令当日、2機のC-130Hにて航空自衛隊小牧基地を出発、豪州リッチモンド空軍基地に到着後、速やかに運用体制を確立、空輸を開始しました。火災の影響で視界不良の中、豪州軍人をカンガルー島まで送り届けた初任務以降も、消火・復旧活動に従事する消防士、軍の車両や消火関連器材などの輸送を継続しました。

これまでの国内外の訓練で培ってきた能力を発揮し、大規模災害事態で重要となるニーズに対応した迅速な活動と、広範囲での確実な運航、組織力の発揮に留意しました。豪州は、東日本大震災発生の際、当時、同国空軍が保有するC-17輸送機の内、国外任務従事機も転用し、整備中の機体を除く全機をわが国に派遣してくれました。その時の恩に報いるためにも、温かな支援を忘れず、隊員一同が常に「豪州国民、大地回復のため」を念頭に昼夜空地問わず、全てに心を込めて全力で任務を遂行しました。

日本と豪州は、地域の平和と安定保持に貢献する意志と能力を兼ね備えた、特別な戦略的パートナーです。本活動が様々なレベルで築き上げられてきた両国関係の深化に役立てたならば嬉しく思います。



空輸任務初日、タスマニア島ホバート国際空港における豪州軍人の空自機への搭乗



連日の運航を支える早朝から深夜に及ぶ航空機の整備作業



動画：オーストラリアで発生した大規模な森林火災に対する国際緊急援助活動
URL： <https://youtu.be/wa8lhKNi4oY>